

- 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

< 1. 給付型奨学金と同様の支援制度について >

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象者とする。

- 高等職業訓練促進給付金 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 職業転換給付金（訓練手当） (労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)
- 訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当 (雇用保険法)
- 教育訓練支援給付金 (雇用保険法)
- 職業訓練受講給付金 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)

< 2. 併給調整の対象者の給付型奨学金の額について >

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を0円とする (給付型奨学金を支給しない)。